

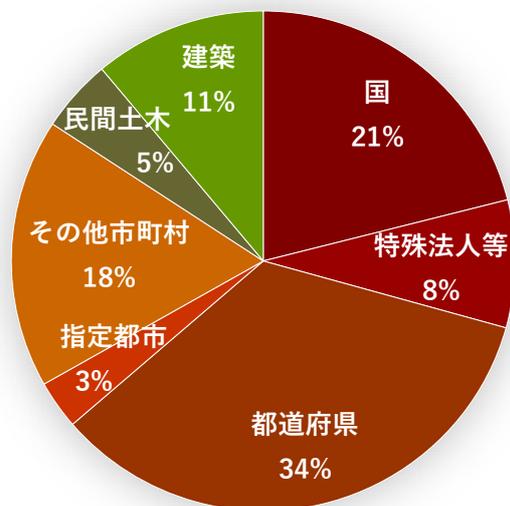
2 建設発生土の適正処理

(1) 公共工事における搬出先の指定の状況

建設発生土の適正処理については、「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」（平成 14 年 11 月 22 日中央環境審議会。以下「中央環境審議会提言」という。）において、「汚染土壌以外の建設工事に伴い生ずる土砂については、現在、その約 9 割が公共事業に伴い生ずるものである」とされていることから、まず、その発注者たる公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取組が必要である。具体的には、公共事業の発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定するという指定処分を徹底するとともに、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土の搬出抑制や、その利用に係る情報交換の促進、ストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取組を進めるとともに、民間事業についても、指定処分を始め、同様の取組を促していくことが必要であると提言された。

提言後も、建設発生土の工事種別の発生元に公共工事が多いという状況は変わっておらず、平成 30 年度の建設副産物実態調査では、図 2-1 のとおり、国、都道府県、市町村などの公共工事が 84%、民間工事が 16%となっている。

図 2-1 建設発生土の発生量の内訳（工事種別）



(注) 平成 30 年度建設副産物実態調査（国土交通省）を基に当省が作成した。

また、建設発生土の適正処理のため、公共事業の発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定する取組について、国土交通省は、「条件明示について」（平成 14 年 3 月 28 日 国官技第 369 号国土交通省大臣官房技術調査課長通知）により、同省直轄の土木工事を対象に、「建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件」といった施工条件を設計図書に明示することを地方整備

局に指示しており、地方公共団体には、上記通知を参考送付している。さらに、国土交通省では、中央環境審議会提言を踏まえ、平成15年10月に「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、国の取組の周知徹底や小規模地方公共団体への技術支援を行うこととしている。

今回、令和元年度に発注した道路工事について、6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村における建設発生土の搬出先の指定状況をみたところ、表2-1 のとおり、地方整備局国道事務所では全て指定をしているものの、都道府県では82.1%、市町村では約半数の55.4%の指定となっている。

表 2-1 搬出先の指定の状況（令和元年度）

機関名	調査対象機関数	場外搬出工 事件数(a)	搬出先の指 定件数(b)	指定率 (b)/(a)
地方整備局国道事務所	6	107	107	100%
都道府県（出先機関）	12	330	271	82.1%
市町村	35	792	439	55.4%

(注) 当省の調査結果による。

また、6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村において、発注する公共工事において建設発生土の搬出先を指定しない契約をする場合があるか確認したところ、表2-2 のとおり、地方整備局国道事務所では、6 事務所とも搬出先は全て指定するとしている一方、都道府県では2 都道府県が、市町村では14 市町村が、搬出先を指定しない場合があるとしている。

表 2-2 搬出先の指定の状況（令和元年度）

機関名	調査対象機関数 (a)	搬出先を指定しない 場合がある機関数(b)	(b)/(a)
地方整備局国道事務所	6	0	0%
都道府県（出先機関）	12	2	16.7%
市町村	35	14	40.0%

(注) 当省の調査結果による。

搬出先を指定しない場合があるとする2 都道府県や14 市町村では、表2-3 のとおり、受入地を探す事務負担などから、建設発生土が少量な場合や費用が少額で工事が小規模な場合、緊急の場合に請負業者に任せているものや、住民からの利用の申出がない場合や近隣受入工事がない場合といった建設発生土の受入先がない場合に搬出先を請負業者に任せているもの、第1種及び第2種建設発生土※など土質が良いものの搬出先を

請負業者に任せているものがあつた。

※ 建設発生土の土質については、建設業再生資源基準省令及び建設業再生資源利用促進省令で第1種から第4種まで定められており、第1種及び第2種については、以下のとおり定められている。

- ・第1種建設発生土：砂、礫^{れき}及びこれらに準ずるもの
- ・第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの

表 2-3 建設発生土の搬出先を指定しない場合の条件

条件	機関数
建設発生土が少量	7 (50 m ³ : 1、100 m ³ : 3、200 m ³ : 1、 500 m ³ : 1、土量が少ない場合 : 1)
建設発生土が少量かつ緊急時	1 (500 m ³)
建設発生土が少量又は緊急時	2 (20 m ³ : 1、500 m ³ : 1)
費用が少額の工事かつ建設発生土が少量	1 (50 万円未満)
費用が少額の工事又は緊急時	1 (30 万円未満)
住民から建設発生土の利用の申出がなかった場合	1
近隣受入工事が無い場合	1
建設発生土が少量又は近隣受入工事が無い場合	1
第1種及び第2種建設発生土で工事間利用が整わなかった場合	1

(注) 当省の調査結果による。

搬出先を指定しない場合があるとする2都道府県や14市町村において、搬出先を指定しない場合の搬出の確認状況をみたところ、表2-4のとおり、搬出前には建設業再生資源利用促進省令第7条に規定する再生資源利用促進計画※などにより、搬出中にはダンプの管理表などにより、搬出完了後には同計画の実施状況の記録（以下「再生資源利用促進実施書」という。）※などにより、それぞれ確認している例がみられた。ただし、2市町村では、確認できる書類の提出を求めておらず、建設発生土がどのように取り扱われているか十分に把握できていない可能性がある。

※ 再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書は、体積が1,000 m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者が作成するもので、工事完成後1年間、建設工事業業者が保存することとされている。

表 2-4 搬出先を指定しない場合の建設発生土の搬出の確認状況

確認方法	機関数
搬出前に再生資源利用促進計画、処分計画などを提出	10
受入地の受入証明、承諾書などを提出	4
搬出中に搬出状況をダンプの管理表などで確認	5
完了後に再生資源利用促進実施書、写真の提出などで確認	13
立会いの実施	3
ダンプ台数伝票、運搬管理表などによる確認	5
確認できる書類の提出を求めている	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 機関数は、搬出先を指定しない場合があるとする 2 都道府県や 14 市町村の計 16 機関について、左欄の確認方法により確認している機関数を記載しており、重複回答があるため、合計数は 16 機関とならない。

また、搬出先を指定する場合についても、表 2-5 のとおり、発注者が確認方法を決めるため、各機関の確認の方法は区々となっており、建設発生土の量にかかわらず、再生資源利用促進計画を搬出前に、再生資源利用促進実施書を搬出後に、建設工事を請け負った建設工事業業者に提出させているところが多くみられた。

表 2-5 搬出先を指定する場合の建設発生土の搬出の確認状況

確認方法	機関数
再生資源利用促進計画、職員による処分地の確認などにより搬出前に確認	29
ダンプトラック等管理表、受入伝票、写真などで搬出中に確認	10
再生資源利用促進実施書、ダンプの運搬記録などにより完了後に確認	49
仮置場について、搬入前に実測資料を提出、搬入後に監督職員による現地確認などの確認	4
工事間利用の場合は搬出確認なし	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 機関数は、搬出先を指定している場合のある 6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村の計 53 機関について、左欄の確認方法により確認している機関数を記載しており、重複回答があるため、合計数は 53 機関とならない。

再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書については、建設業再生資源利用促進省令第 7 条の規定に基づき建設工事業業者が作成するものであるが、国土交通省では、「建設リサイクルガイドライン」(平成 14 年 5 月 30 日国土交通省)において、特記仕様書により、建設工事業業者(元請業者)が作成した再生資源利用促進計画を発

注者に提出するよう指示するとともに、実施状況の報告は、再生資源利用促進実施書として、また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 18 条の規定に基づく発注者への報告としても活用されている。このように、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書は、他のルールにおいて発注者に報告され、また、現場外に搬出する場合の搬出先や搬出量などが記載されているため、多くの機関で搬出先の確認書類とされている。

なお、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書について、都道府県の中には建設リサイクル法第 11 条の規定による都道府県（建設リサイクル担当窓口）への通知書類としているところがあり、さらに、一般統計である「建設副産物実態調査」でも活用されている。

この再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書は、資源の有効利用のために作成・報告されるものであるが、これらによって、建設発生土がどのように処理されたかを確認することは可能である。

そこで、国土交通省は、建設発生土の適正管理の観点から、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書について、発注者への報告を義務付けるとともに、本調査で把握した事例を参考に、搬出前、搬出中及び搬出後に確認ができる書類の整理を行い、これらの段階において、発注者が確認できる仕組みを整備する必要がある。

また、調査した地方公共団体の土砂条例担当部局において、建設発生土の不適切な処理の防止策として、あらかじめ処理計画を作成し、行政庁に届出をすることを義務付ける仕組みやこれらの情報を地方公共団体が共有できる仕組みを設けることを要望しているところもあり、再生資源利用促進計画はいわゆる処理計画であるため、これらの情報について公となる仕組みが必要であると考えられる。

次に、搬出先を指定しない場合があるとする 2 都道府県や 14 市町村において、搬出先を指定しない場合における搬出に要する費用（運搬費、処分費）の積算方法についてみたところ、表 2-6 のとおり、請負業者の見積りを基に積算し支払っているのは 1 市町村のみであり、運搬費や処分費を定額で積算しているものが 1 都道府県、5 市町村みられ、他の施設等に搬出する場合を基にして運搬費や処分費を積算するものが 1 都道府県、2 市町村みられるなど、実際の運搬費や処分費と差異があり、請負業者の負担となっている可能性がある。さらに、6 市町村では、請負業者の所有地に持ち込むのではないかと、整地費は払っているものの、処分費は計上しておらず、請負業者の負担となっている可能性がある。

表 2-6 費用の積算方法

積算方法	機関数
請負業者の見積りを基に積算	1 (1 市町村)
運搬費・処分費を定額（前年度実績からの平均など）で積算	6 (1 都道府県、5 市町村)
搬出先を指定する場合の施設等を基に運搬費・処分費を積算	3 (1 都道府県、2 市町村)
固定距離（2 km など）の運搬費と整地費を積算	6 (6 市町村)

(注) 当省の調査結果による。

上記の 6 市町村以外ではあるが、これまで処分費を支払っていなかった 1 市町村では、請負業者の団体から、引き取った建設発生土を元請業者が自腹で受入費を払って他の民間土砂処分地（土捨場、開発行為等の許可を受けた土地）に持ち込んでおり、処分費もみてほしいとの意見が上がり、建設発生土量が 50 m³ 以上の場合は、処分費について、土砂処分地を搬出先として指定して積算することとした。

さらに、今回調査した元請業者からは、一律の距離での運搬費計上のみであったため、負担を感じる事案もあったとの意見が聴かれた。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）第 7 条第 1 項第 1 号において、発注者の責務として、公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことや、同項第 7 号において、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこととされている。

また、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号建設事務次官通知。以下「推進要綱」という。）においても、発注者の責務と役割として、発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないとされている。このため、いくら小規模な工事であったとしても、処分場所を把握し、要した費用を支払う必要があるものとする。

なお、調査した請負業者からは、処分場のリストを提示してほしいとの意見もあり、搬出先の指定を行う上で、そのようなインフラを整備しておくことも課題であると言える。

(2) 民間工事における搬出先の指定の状況

中央環境審議会提言においては、民間事業についても、指定処分を始め、同様の取組を促していくことが必要とされているものの、国土交通省は、提言で求められた取組の実施を要請する対応はしていない。

今回、建設発生土を場外に搬出する民間工事を受注した請負業者9社の55件の工事について、発注者から搬出先を指定されているかどうかを確認したところ、指定されているものは、発注者が別の目的で建設発生土を利用するため搬出先を指定した2社の2件(3.6%)にとどまっており、処分する場合の処分費などが契約上明確でないため、処分費が計上されていない可能性があり、建設業法(昭和24年法律第100号)第18条に規定する建設工事の請負契約の原則における「公正な契約」の観点から問題があると考えられる。また、推進要綱においても、上記のとおり、発注者の責務と役割として、発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないとされている。

また、国土交通省は、発注者と受注者等の関係者が施工上のリスクに関する事前の情報共有と適切な協議を行い、工事の円滑な施工を進めるため、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針(民間工事指針)」(平成28年7月国土交通省。以下「民間工事指針」という。)を定めているが、協議事項として、土壌汚染や産業廃棄物についての記述はあるものの、建設発生土の取扱いについての記述はなく、これを適正に処理するためにも、協議事項とし、設計図書に記載するなどの措置が必要であると考えられる。

なお、調査した請負業者からは、搬出先の指定を行う上での課題として、処分場のリストがあれば悩まなくなるとの意見があり、国土交通省において、各地方整備局に設けられた建設副産物協議会を活用し、処分場について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体も利用できるようにすることも課題であると考えられる。

さらに、搬出先の確認についても、調査した請負業者の中には、「公共工事とは異なり、発注者による確認や搬入記録の報告を求められることはない」としている者もあり、発注者が建設発生土の適正な利用や処分について関与していないと考えられる。加えて、請負業者が運搬会社に処分を委託することがあるが、建設発生土の処分に係る確認状況が把握できた6社について、表2-7のとおり、1社では搬出台数を日報に記録し搬出確認をしているものの、受入施設での搬入状況は確認しておらず、最終的に委託先がどこに搬出しているか把握していないとしており、建設発生土がどのように取り扱われているか十分に把握できていない可能性がある。

また、表2-7のとおり、搬入状況を確認している事業者も、公共工事と同様に確認方法は区々となっている。このため、国土交通省は、公共工事と同様に、建設発生土を適切に管理する観点から、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進実施書について、

発注者への報告を義務付けるとともに、本調査で把握した事例を参考に搬出前、搬出中及び搬出後に確認ができる書類の整理を行い、これらの段階において、発注者が確認できる仕組みを整備する必要がある。

また、公共工事と同様に、建設発生土の適正管理の観点から、再生資源利用促進計画の情報が公にされる必要があると考える。

表 2-7 建設請負業者における建設発生土の確認状況（民間工事）

確認方法	事業者数
受入施設の受入証明書、伝票で搬入確認	4
搬入状況の写真で搬入確認	2
搬出台数を日報に記録し搬出確認	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業者数は、建設発生土の処分に係る確認状況が把握できた6社について、左欄の確認方法により確認している事業者数を記載しており、重複回答があるため、合計数は6とにならない。

(3) 工事間利用の推進

ア 公共工事における工事間利用

中央環境審議会提言において、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土の搬出抑制や、その利用に係る情報交換の促進及びストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取組を進めることとされている。また、国土交通省は、行動計画により、建設副産物協議会の事務局（各地方整備局）において、数年後に工事発注する予定の事業であって、仮受入地的な機能を発揮できる工事に関する情報交換などを行い、ストックヤードとしての利用調整を行うなど、建設発生土の工事間利用の調整を行うこととされている。さらに、推進要綱では、「発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない」とされている。

工事間利用は、資源の有効な利用の促進のほか、市町村が処分先を探す負担の軽減や処分費用の軽減、また、不適切な処分の防止といった観点から重要である。

例えば、1 地方整備局では、令和元年度の建設発生土の搬出量約 681 万 m³のうち、現場内利用した土量は約 241 万 m³ (35.4%)、工事間利用した土量は約 425 万 m³ (62.4%)、残る約 15 万 m³ (2.2%)については、すぐに利用先が決まらずに年度を超えて仮置場に置かれたものや資材採取跡地で有効活用したものが大半で、処分場に搬出したのはごく一部であるとしており、工事間利用が進んでいることにより、事務負担や費用負担も少なくなっていると考えられる。

今回、令和元年度に発注した道路工事について、6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村における他工事への搬出状況を見ると、表 2-8 のとおり、地方整備局国道事務所は 8 割以上が他工事へ搬出しているものの、都道府県は約 3 割、市町村は 1 割にも満たない状況であった。

表 2-8 建設発生土の他工事への搬出状況（令和元年度）

機関名	調査対象機関数	場外搬出工 事件数(a)	他工事への 搬出 (b)	工事間利用率 (b)/(a)
地方整備局国道事務所	6	120	97	80.8%
都道府県（出先機関）	12	213	61	28.6%
市町村	35	792	55	6.9%

(注) 当省の調査結果による。

6 地方整備局国道事務所では工事間利用が 8 割以上となっているが、このうち 4 事務所では、工期が合う工事がなくても、建設予定地の空きスペースや工事現場近くなどを一時的な保管場所とすることにより、工事間利用をしている。

また、6 地方整備局国道事務所、12 都道府県の出先機関、35 市町村のうち、全ての工事で工事間利用をしている 3 地方整備局国道事務所、1 都道府県の出先機関、3 市町村では、工事予定地や民間の土地を借りるなど一時的な保管場所を整備し、これを活用して工事間利用を進めている。

さらに、各機関に工事間利用を進めるための課題について確認したところ、表 2-9 のとおり、工期や土質、土量のミスマッチのほか、搬入側と搬出側のどちらで土質検査をするか、運搬費をどうするか等の費用の問題も発生するため、調整が整わないケースがあるとしており、このうち、工期、土質、土量の調整を行うためには一時的な保管場所の整備が課題（都道府県では約 4 割、市町村では半数近く）であるとしている。

このようなことから、調査した市町村のうち 1 市町村では、工事間利用を進めるため、国、県、市町村の公共工事発注者間で一時的な保管場所として利用可能な工事予定地等の情報共有を進めてほしいとしているものの、調査した 6 地方整備局では、一時的な保管場所としての利用可能な工事予定地等の情報共有は行っていない。

表 2-9 工事間利用の課題

機関名	調査対象 機関数	課題				
		工期	土質	土量	費用	一時的な保管 場所の整備
地方整備局国道事務所	6	6	4	2	1	2

都道府県（出先機関）	12	7	7	4	3	5
市町村	35	28	16	10	6	17

(注) 1 当省の調査結果による。

2 課題については、重複回答があるため、調査対象機関数と課題の合計は一致しない。

一方、首都圏で工事間利用を行っている株式会社建設資源広域利用センター※では、国、地方公共団体、民間企業の建設発生土の受入事業者と、土質や土量などの調整を行い、前年度末に受入地を登録、年度初めから通年で建設発生土の受入れを行う方式で、建設発生土の有効利用を行っている。

※ 首都圏自治体と民間建設会社が出資し平成3年に設立。首都圏で発生する建設発生土を、土質等の受入条件の適合を確認の上、河川堤防、宅地造成等に有効利用するため、建設発生土の発生と受入れに関する調整を行う事業を実施

このように、工事の都度マッチングするのではなく、ある程度の期間受け入れられる一時的な保管場所等の受入場所を設けることが、工事間利用の促進につながるものと考えられる。

また、1都道府県では、建設発生土（第1種から第3種まで※）をあらかじめ登録した業者の資材置き場に仮置きし、当該都道府県のほか、市町村の公共工事でも利用させる制度を設けており、建設副産物協議会でもその制度の概要を報告している。

※ 建設発生土の性質については、建設業再生資源基準省令及び建設業再生資源利用促進省令で第1種から第4種まで定められており、第3種については、「通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの」とされている。

そこで、工事間利用の促進を図るために、国土交通省は、建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体も利用できるようにすることが必要であると考えます。

次に、土質別の利用状況について、工事間利用を積極的に行っている1地方整備局において、令和元年度に建設発生土を搬出した402件の工事を確認したところ、表2-10のとおり、どの土質であっても、マッチング次第で有効利用、準有効利用ができていたものもあれば、内陸受入地に持ち込み処分しているものもある。特に、土質の悪いもの（第4種建設発生土※や^{しゅうんせつ}浚渫土及び浚渫土以外の泥土）は、半数以上が処分されている。

国土交通省では、平成14年度建設副産物実態調査以降、土質別の搬出状況を把握していない。このため、国土交通省は、土質別の利用実態の把握・分析を行い、地方

公共団体に、よりきめ細かに有効利用事例を提示するなど、建設発生土の有効利用を促進するための取組を進めるべきと考える。

※ 建設発生土の性質については、建設業再生資源基準省令及び建設業再生資源利用促進省令で第1種から第4種まで定められており、第4種については、「粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）」とされている。

表 2-10 土質別の搬出状況

(単位：件)

区分		第1種	第2種	第3種	第4種	浚渫土及び 浚渫土以外 の泥土	
有効 利用	売却				1		
	工事間利用	内陸	27	57	28	8	4
		海面	5	4	2		2
	土地改良プラント		1	2	1	1	3
	ストックヤード (再利用)		29	82	43	8	6
	計(a) (a)/(d)		62 (62.6%)	145 (64.2%)	74 (64.3%)	18 (35.3%)	15 (31.9%)
準有 効 利用	採石場、砂利採取跡地 等復旧事業		1	6	4	7	10
	廃棄物最終処分場 (覆土利用)			2		1	1
	計(b) (b)/(d)		1 (1.0%)	8 (3.5%)	4 (3.5%)	8 (15.7%)	11 (23.4%)
内 陸 受 入 地	ストックヤード (再利用なし)		8	18	10	3	
	廃棄物最終処分場 (覆土以外)			2	1		3
	土捨場、残土処分場		28	53	26	22	18
	計(c) (c)/(d)		36 (36.4%)	73 (32.3%)	37 (32.2%)	25 (49.0%)	21 (44.7%)
合計(d)		99	226	115	51	47	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()は、土質別の構成比を示す。

3 工事件数は402件であるが、複数の場所に搬出しているため、合計は538件となる。

イ 民間工事における工事間利用

中央環境審議会提言においては、民間事業についても、公共主体と同様の取組を促していくことが必要とされ、また、推進要綱においても、「発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない」とされているものの、国土交通省は、これらについての具体的な要請はしていない。

今回調査した建設発生土を場外に搬出した建設請負業者 10 社の 48 件の工事のうち、工事間利用をしているものは、3 社の 8 件となっており、その内訳は、自社が行う他の工事が 6 件、出入業者からの紹介によるものが 1 件、発注者から要請のあったものが 1 件となっており、工事間利用は限定的であった。

国土交通省は、公共工事と同様に、建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない民間企業も利用できるようにすることにより、建設発生土の工事間利用が促進されるよう努める必要がある。